

草津市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 1 月

草 津 市

目 次

1	はじめに	1
2	新型インフルエンザ等対策の目的および基本的考え方	2
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	3
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	4
5	対策推進のための役割分担	5
6	市行動計画における主要事項	6
	(1) 実施体制	7
	(2) 情報の収集と提供	7
	(3) まん延防止	7
	(4) 予防接種	8
	(5) 市民生活および経済の安定の確保	1 1
7	発生段階	1 1
8	各段階における対策	1 7
	《未発生期》	1 7
	(1) 実施体制	1 7
	(2) 情報の収集および提供	1 7
	(3) まん延防止	1 7
	(4) 特定接種の接種体制	1 8
	(5) 市民に対する予防接種	1 8
	(6) 市民生活および経済の安定の確保	1 9
	(7) 物資および資材の備蓄	1 9
	《海外発生期》	2 0
	(1) 実施体制	2 0
	(2) 情報の収集および提供	2 0
	(3) まん延防止	2 0
	(4) 特定接種	2 1
	(5) 市民に対する予防接種	2 1
	(6) 市民生活および経済の安定の確保	2 1
	《県内未発生期》	2 2
	(1) 実施体制	2 2
	(2) 情報の収集および提供	2 2
	(3) まん延防止	2 3
	(4) 特定接種	2 3
	(5) 市民に対する予防接種	2 3
	(6) 市民生活および経済の安定の確保	2 3
	《県内発生早期》	2 4
	(1) 実施体制	2 4
	(2) 情報の収集および提供	2 4
	(3) まん延防止	2 4
	(4) 市民に対する予防接種	2 5
	(5) 市民生活および経済の安定の確保	2 5

《 県内感染期 》		2 6
(1) 実施体制		2 6
(2) 情報の収集および提供		2 6
(3) まん延防止		2 6
(4) 市民に対する予防接種		2 7
(5) 市民生活および経済の安定の確保		2 7
《 小康期 》		2 9
(1) 実施体制		2 9
(2) 情報の収集および提供		2 9
(3) 市民に対する予防接種		2 9
(4) 市民生活および経済の安定の確保		2 9
(別添) 特定接種の対象となり得る業種・職種について		3 0
(参考) 草津市新型インフルエンザ等対策本部条例		3 6
用語解説		3 7

1 はじめに

(1) 新型インフルエンザ対策行動計画について

市においては、発生が予想される高病原性鳥インフルエンザ由来（H5N1 亜型）の新型インフルエンザを想定して策定された国および滋賀県（以下「県」という。）の行動計画に対応するべく、本市としてとるべき行動を取りまとめた「草津市新型インフルエンザ対策行動計画」を平成 21 年 9 月（平成 25 年 4 月改定）に作成した。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しており、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

このような中、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が平成 24 年 4 月に制定され、平成 25 年 4 月に施行された。

この特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置および新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため制定された。

特措法においては、第 6 条では政府行動計画（以下「国行動計画」という。）の作成、第 7 条では国行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成および第 8 条で都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成することが義務付けされている。

平成 25 年 6 月、国行動計画が作成され、その計画を受け、滋賀県行動計画（以下「県行動計画」という。）が平成 26 年 3 月作成されたところであり、これらの計画を受け、市においても新型インフルエンザ等対策の実施に関する草津市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を作成した。

（３）市行動計画で定める事項

ここで定める事項は、特措法第８条において定められており、その内容は、概ね以下のとおりである。

1	市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
2	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
3	新型インフルエンザ等に関する情報の提供
4	市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
5	生活環境の保全その他市民の生活および地域経済の安定に関する措置

（４）市行動計画における対象の感染症

市行動計画は、国、県が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は以下のとおりである。

1	感染症法第６条第７項 新型インフルエンザ等感染症（以下、『新型インフルエンザ』という。）
2	感染症法第６条第９項 新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。）

２ 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的考え方

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であると考えられている。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このような事態を生じさせないように、市としては新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題として位置づけ、次の２点を主たる目的として対策を講じるものとする。

1	感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。
2	市民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

（２）基本的考え方

市における行動計画は、国、県の行動計画等を踏まえて、市が担うべき役割を示し、その上で、危機管理としての認識のもと、全庁横断的な取り組みを国、県および関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの発生段階の状況に応じて、具体的な対策を講じていくものとする。

なお、発生段階ごとの対策等については、後段にて記述する。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、草津市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、この行動計画を基に適時適切かつ柔軟に対策を講じるものとする。

３ 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、またその発生した時に、特措法その他の法令、国行動計画、県行動計画および市行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策に的確かつ迅速な実施に万全を期すこととなるが、この場合において、次の点に留意するものとする。

（１）基本的人権の尊重

国、県および市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等々、市民の権利と自由に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

国新型インフルエンザ等対策本部（以下「国対策本部」という。）、滋賀県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）および市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

（４）記録の作成、保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性、感染力や社会環境などによって大きく異なることが予想される。

市行動計画では、国、県が示した行動計画に従い、発病率については、人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定する。これら推計については、随時最新の科学的知見を踏まえて見直すこととする。

県内、市域にける流行規模は、国の推定値を県人口、草津保健所管内人口当たりに換算して、医療機関を受診する患者数（上限値）、インフルエンザ重症度が中等度、重度の場合の死亡者数を推計する。

また、想定として、市人口は、約12.8万人（平成26年4月1日）、インフルエンザ流行の期間は約8週間、ライフラインは正常に機能するものとする。

これら推計、想定を基に被害想定は下表のとおりである。

インフルエンザの重症度	全国の想定		県内の想定		市内の想定	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
①発症率	25%が発症する		同左		同左	
②発症者数	約3,190万人		約35万人		約32,000人	
③医療受診者数	約1,300万人～約2,500万人		約14.4万人～約27.6万人		約13,000人～約25,000人	
④入院患者数上限	約53万人	約200万人	約5,800人	約22,000人	約530人	約2,000人
⑤死亡者数上限	約17万人	約64万人	約1,900人	約7,000人	約170人	約640人
⑥1日あたり最大入院患者数	約10.1万人	約39.9万人	約1,100人	約4,400人	約100人	約400人

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討、実施することとなる。

5 対策推進のための役割分担

(1) 市

市は、国、県行動計画を踏まえて、市行動計画に基づき関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの発生段階の状況に応じて、市対策本部を設置し、適時適切かつ柔軟に対策を講じる。

また、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市と緊密な連携を図る。

(2) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（以下「WHO」という。）その他の国際機関およびアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」および閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、国一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、国行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、国対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(3) 県

特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を行う。

また、市と緊密な連携を図り、市における対策を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町間の調整を行うとともに、近隣の県への協力要請や情報伝達の受渡しなどの支援を行う。

(4) 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。また、新型インフルエ

ンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定および地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定（地方）公共機関

新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

なお、指定公共機関とは、政令で定められた独立行政法人等公共的機関および医療、医薬品等の製造または販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人であり、指定地方公共機関とは、指定公共機関以外で県内において県知事が指定するものをいう。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象者となる医療の提供の業務または県民生活および県民経済の安定に寄与する業務を行う県内事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うよう努める。

県民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置を講ずるよう努める。

(8) 市民等

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 市行動計画における主要事項

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題として位置づけている、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護

する。」、「市民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」を達成するため、具体的な対策を実施する項目として、下記の5項目を掲げ、各項目の対策については発生段階ごとに記述するが、横断的な留意事項については次のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命、健康に被害を及ぼすほか、社会、経済活動の縮小、停滞を招く恐れがあることから、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このことから、市および事業者、国、県が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、関係部局との連携等について、発生したときに備えた準備を行う。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国、県における対応、要請等について情報を得るとともに、必要に応じ市対策本部を設置し、市が実施すべき対策について決定を行う。

なお、特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がされた場合は、速やかに市対策本部を設置し、市が実施すべき対策について決定を行うものとする。

【市対策本部組織体制】

市対策本部構成員

本部長は市長、副本部長は、副市長、教育長、本部員は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員（市長、副市長および教育長を除く。）、その他本部長が必要と認める者

(2) 情報の収集と提供

新型インフルエンザ等に関する情報については、予防とまん延防止の観点から、関係機関と連携して発生段階に応じた情報の収集と提供を行い、市民や関係機関と情報の共有を行う。特に、児童、生徒等に対しては、保育所（園）、学校等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局と連携して、感染症や公衆衛生について情報を提供する必要がある。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、発生状況、対策の実施状況等について、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要

請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県からの要請に基づき、市民等に対し必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。

地域対策、職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県からの要請に基づき、事業所等に対し必要に応じ、施設の使用制限等の要請を行う。

観光旅行者の安心、安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努めるなど、県と連携し取り組みを進める。

（４）予防接種

i ワクチンについて

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重傷者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会、経済活動への影響を最小限に止めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されることから、この項目では新型インフルエンザに限って記述することとする。

ii 特定接種

（ア） 特定接種について

特定接種とは、特措法第２８条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次に掲げる者である。

- a 「医療の提供の業務」または「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者（特措法第２８条第１項第１号に定める業務に従事する者「登録事業者」）
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種については、基本的には市民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性、公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性、公共性が認められるのは、国および地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。

具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護、福祉事業者が該当する。また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造、小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この考え方を踏まえ、国が示す登録事業者、公務員は別添のとおりとする。

（イ） 特定接種の接種順位

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性、公共性を基準として、次に掲げる順を基本とする。

- a 医療関係者
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- c 指定（地方）公共機関に指定されている事業者（介護福祉事業者を含む。）
- d c 以外の事業者

（ウ） 特定接種に用いるワクチン

特定接種のワクチンについては、プレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

（エ） 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者および新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県または市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。

iii 市民に対する予防接種

(ア) 市民に対する予防接種

緊急事態宣言がされている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定により、市が臨時の予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言がされていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定に基づき市が新臨時接種を行うこととなる。

(イ) 市民に対する接種の接種順位の基本

a 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

b 小児（1歳未満の小児の保護者および身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

c 成人、若年者

d 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

なお、接種順位における基本的な考え方については上述のとおりであるが、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活および国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）必要があることと、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、国対策本部において総合的に判断し、決定される。

(ウ) 市民に対する予防接種の接種体制

市民に対する予防接種については、市が実施主体として、原則、集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

iv 予防接種における留意点

危機管理事態における「特定接種」と「市民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、国対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供、国民生活、国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定される。

v 医療関係者に対する要請

国および県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請または指示を行う。

(5) 市民生活および経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活および経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活および経済への影響を最小限とできるよう、国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関および登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、県内の一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

国行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでの5つの発生段階に分類されている。また、県行動計画では、発生する前から、海外での発生、県内での発生、まん延期を迎え小康状態に至るまでの6つの段階に分類し、各段階に応じた対策等を定められている。

市行動計画では、県行動計画と同様、6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策を定めることとする。

国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げおよび引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、国対策本部で決定される。また、県における発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で、知事が判断することとなっている。

市における発生段階の移行については、県と協議し、市長が判断するものとする。

国、地方公共団体、関係機関等は、行動計画で定められた対策を段階に応じて実施するものとする。

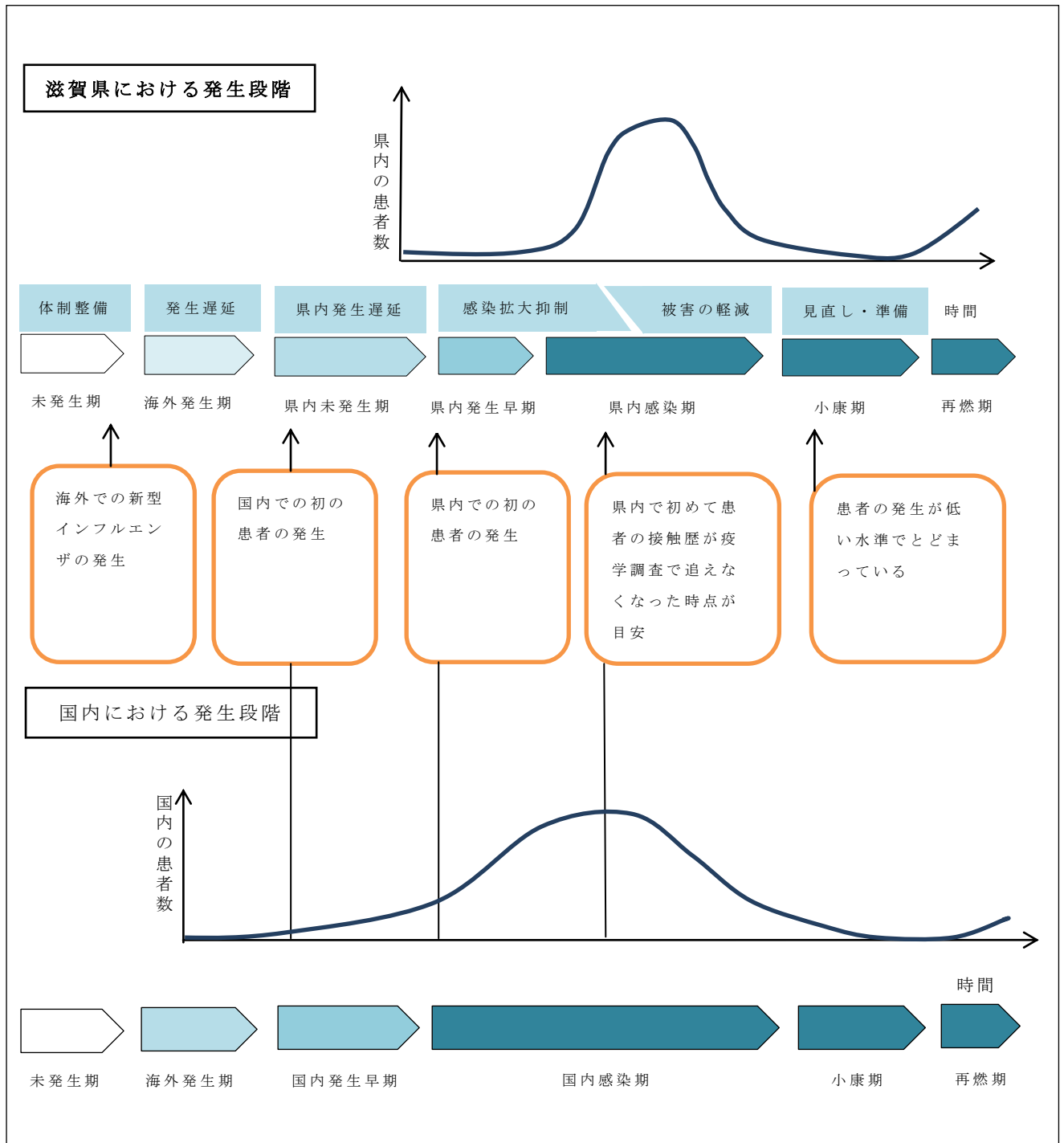
国、県が示す発生段階と状態およびガイドラインにおける国、県および市の役割分担については、次のとおりであり、市における各段階の対策については後段で記述する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

＜市行動計画の発生段階とWHOのフェーズの対応表＞

本行動計画 の発生段階	W H O の フ ェ ー ズ	状 態	
未 発 生 期	フ ェ ー ズ 1 , 2 , 3	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	フ ェ ー ズ 4 , 5 , 6	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
県内未発生期		滋賀県で新型インフル エンザ等の患者が 発生していない状態	(国内発生早期) 国内のいずれかの都 道府県で新型インフル エンザ等の患者が 発生しているが、全 ての患者の接触歴を 疫学調査で追える状 態
県内発生早期		滋賀県で新型インフル エンザ等の患者が 発生しているが、全 ての患者の接触歴を 疫学調査で追える状 態	(国内感染期) 国内のいずれかの都 道府県で新型インフル エンザ等の患者の 接触歴が疫学調査で 追えなくなった状態
県内感染期		滋賀県で新型インフル エンザ等の患者の 接触歴が疫学調査で 追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延 ～患者の減少	
小康期		ポストパン デミック期	

< 県および国内における発生段階 >



<国ガイドラインにおける役割分担について>

○ 主に、まん延防止、予防接種および生活支援について抜粋

まん延防止

分担	未発生期	海外発生期	国内発生期		国内感染期	小康期
国	●個人における対策の普及 ●地域対策・職場対策の周知 ●衛生資器材等の供給体制の確保	●国内でのまん延防止対策の準備 ●感染症危機情報の発出等 ●在外邦人支援	緊急事態でない場合	●住民や事業者等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請 ●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請 ●必要に応じて、学校等におけるまん延防止策の実施に資する目安を示す。 ●都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策の強化を要請		●従来の計画を評価、第二波に備える。
			緊急事態の場合	●重点的感染拡大防止策の実施の検討、結論を得る。		
県	●個人における対策の普及 ●地域対策・職場対策の周知	●国内でのまん延防止対策の準備	緊急事態でない場合	●感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応を行う。（地域感染期には、患者対策及び濃厚接触者対策は実施しない。） ●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請 ●国が示す目安を踏まえ、臨時休業を適切に行うよう、学校の設置者に要請 ●住民や事業者等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請		
			緊急事態の場合	●不要不急の外出自粛の要請等 ●施設の使用制限等の要請等（地域感染期には、患者数の増に伴い、地域における医療提供体制への負担が過大となり、適切な医療を受けられないことにより重傷者・死亡者数が増加する可能性が見込まれる特別な状況下において実施）		
市	●個人における対策の普及 ●国及び都道府県の要請に応じ、適宜協力					

予防接種

分担	対策	未発生期		海外発生期		国内発生早期	国内感染期	小康期
国	特定接種	●ワクチンの研究開発を促進 ●プレパンデミックワクチンの原液の製造・備蓄（一部は製剤化） ●円滑に流通できる体制を整備 ●ワクチンの役割、接種体制等、情報提供を行い、国民の理解を促進	●登録実施要領を作成し、関係省庁、都道府県及び市町村の協力を得て、事業者に登録作業を周知し、申請を受け、登録を実施	●備蓄したプレパンデミックワクチンのうち、有効性が期待できるもののうち原液の製剤化の要請 ●厚生労働省（国立感染症研究所）はパンデミックワクチン製造株の開発、作成を行い、製造販売業者に生産開始を要請	●必要に応じ、特定接種の実施を決定 ●基本的対処方針にて、総枠、対象、順位など具体的運用の決定 ●国家公務員の対象者に特定接種を実施	●ワクチンを確保し、速やかに供給する。 ●特定接種の継続 ●データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う。	●ワクチンを確保し、速やかに供給する。 ●特定接種の継続 ●データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う。	●従来の計画を評価、第二波に備える。
	住民接種		●円滑に流通できる体制を整備 ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援	●供給量の計画策定 ●必要に応じ輸入ワクチンを確保	●市町村に対し、接種体制の構築の準備を要請 ●ワクチンの種類、有効性・安全性、接種体制等につき情報提供	●実施について基本的対処方針等諮問委員会に諮り決定 ●新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位を決定	●ワクチンを確保し、速やかに供給する。	
県	特定接種	●円滑に流通できる体制を整備 ●所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握		●所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施		●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続	●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続	●国の方針に従い再整備
	住民接種	●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力		●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力		●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力	●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力	
市	特定接種	●所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握		●所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施		●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続	●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続	
	住民接種	●実施主体として速やかに接種できる体制の整備		●接種体制（医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、住民への周知方法等）		●接種会場、医療従事者等を確保し、原則として集団接種を行う。	●住民接種の継続	

生活対策（生活支援、埋火葬）

分担	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	生活支援		●コールセンターの設置			●従来の計画を評価、第二波に備える
		●国民への注意喚起 ●都道府県等からの要請に対し、必要に応じて支援				
	埋火葬	●都道府県等からの要請に対し、必要に応じて支援				
県	生活支援	●市町村に対し、必要な支援			●必要に応じて、都道府県の防災備蓄資材を市町村に配送	
			●相談窓口の設置			
	埋火葬	●火葬体制の整備、近隣都道府県との連携体制の構築	●資器材等の備蓄	●情報の把握、資材等の確保	●火葬場経営者への可能な限り火葬炉の稼働要請、広域的な火葬体制の整備、遺体の保存対策、一時的な埋葬を考慮	
市	生活支援	●食料品・生活必需品等の確保、配分等の方法についての検討 ●支援を必要とする世帯への食料品等の配布方法の検討	●住民に対する食料品等の確保、配分・配布等の実施 ●その他、必要と思われる住民支援			
		●新型インフルエンザ等発生時の要援護者の把握	●要援護者への支援			
			●相談窓口の設置			
	埋火葬	●死亡者増加を踏まえ、円滑な埋火葬のための体制整備（遺体保管場所等の確保）		●死亡者の増加に伴い、円滑な埋火葬体制の準備開始	●火葬体制の整備 ●臨時遺体安置所の拡充 ●墓地埋葬法の手続きの特例に基づく埋火葬に係る手続き	

8 各段階における対策

《未発生期》	
状態	○ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ○ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的	○ 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	① 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県、国等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ② 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 ③ 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、県、国との連携を図り、継続的な情報収集を行う。

(1) 実施体制

市は、特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

また市は、国、県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。【全部局】

(2) 情報の収集および提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、平時においても、新型インフルエンザ等の予防およびまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果等を市民、医療機関および事業者等に市ホームページ等の媒体を利用し、情報提供を行う。【健康福祉部】

適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、理解してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に、保育所（園）、学校等は集団感染が発生したり、地域への感染拡大の起点となりやすい特性があることから、発生前から健康福祉部および子ども家庭部、教育委員会は連携して、児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供を行う。【健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会】

また、新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、国、県からの要請に応じて相談窓口の設置について準備を進める。【健康福祉部】

(3) まん延防止

i 個人における対策の普及

市、保育所（園）、学校等および事業者は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター

（草津保健所）に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。【健康福祉部】

ii 地域、職場への対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。【健康福祉部】

（４）特定接種の接種体制

市は、国、県からの要請を受け、特措法第２８条の規定に基づく、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対し、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制の構築を図る。【総合政策部、健康福祉部】

また、県および市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。【環境経済部】

（５）市民に対する予防接種

i 市は、国、県の協力を得ながら、特措法第４６条または予防接種法第６条第３項の規定に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。【健康福祉部】

ii 市は、円滑な接種の実施のために、国、県の技術的な支援を得て、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市、町における接種が可能となるよう努める。【健康福祉部】

iii 市は、国の技術的な支援を得て、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、保育所（園）、学校等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知、予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。【総合政策部、総務部、環境経済部、健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会】

iv 市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。【健康福祉部】

(6) 市民生活および経済の安定の確保

i 市の業務継続

市は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染対策、重要業務の継続や一部業務の縮小等について、事前準備を行う。

【全部局】

ii 要援護者への生活支援

市は、国からの要請を受け、感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援、搬送等の対応等について、県と連携し、要援護者の把握に努めるとともに、その具体的対策について決めておくものとする。【総合政策部、まちづくり協働部、健康福祉部】

iii 火葬能力等の把握

市は、県における火葬体制を踏まえ、市域内における火葬または埋葬を円滑にできるよう、県と調整を行う。【まちづくり協働部】

(7) 物資および資材の備蓄

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資および資材の備蓄については、草津市地域防災計画に定める備蓄品を兼ねるものとし、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、供給できるよう整備する。【総合政策部、健康福祉部】

《海外発生期》	
状態	○ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ○ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ○ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目的	① 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 ② 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	① 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ② 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集が国により行われる。市は県、国との連携を図り情報収集を行う。 ③ 県内で発生した場合には、県が実施する県内におけるサーベイランス等の情報を収集する。 ④ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行う。

（１）実施体制

市は、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、必要に応じ市対策本部を設置し、現在における発生の状況、国、県における基本的対処方針等、国内で発生した場合による対策等について、情報を共有する。
【全部局】

（２）情報の収集および提供

海外での発生状況、国、県における現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策等について、市民、医療機関等に情報提供し、注意喚起を行う。【総合政策部、環境経済部、健康福祉部】

また、国、県からの要請に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置する。【総合政策部、健康福祉部】

（３）まん延防止

i 個人における対策の普及

県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、市、保育所（園）、学校等および事業者等に対し、基本的な感染対策について周知を行う。【総合政策部、総務部、環境経済部、健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会】

ii 地域、職場への対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。【総合政策部、総務部、まちづくり協働部、環境経済部、健康福祉部】

（４）特定接種

国において、発生した新型インフルエンザ等に関する情報および社会情勢等の全体状況を踏まえ、緊急の必要があると認められるときは、特定接種を実施することが決定される。これを受け、市は、特措法第２８条第１項第２号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対し、集団的接種を基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。【総合政策部、環境経済部、健康福祉部】

（５）市民に対する予防接種

- i 市は、国、県の協力を得ながら、特措法第４６条または予防接種法第６条第３項の規定に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の準備を行う。【健康福祉部】
- ii 市は、国、県からの要請を受け、事前にマニュアル等において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。【健康福祉部】
- iii 市は、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民に対し積極的に情報提供を行う。【総合政策部、健康福祉部】

（６）市民生活および経済の安定の確保

- i 要援護者への生活支援
市は、県内発生早期に備え高齢者、障害者等の要援護者への生活支援について準備をする。【総合政策部、まちづくり協働部、健康福祉部】
- ii 火葬能力等の把握
市は、県からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【まちづくり協働部】

《 県内未発生期 》	
状 態	○ 県内で新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ○ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
目 的	① 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 ② 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対 策 の 考 え 方	① 国内での新型インフルエンザ等発生状況を的確に把握するため、県、国との連携を図り、継続的な情報収集を行う。 ② 新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等について、情報収集を行う。 ③ 海外および国内での発生状況について市民に注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行う。

（１）実施体制

市は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、市対策本部を設置し、発生の状況、国、県における対策等について情報を共有するとともに、県内発生早期における対策等について協議、検討する。

また、国においては、新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、特措法の規定に基づき、緊急事態宣言がされ、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間および実施すべき区域等が定められる。

市は、緊急事態宣言がされた場合は、速やかに市対策本部を設置し、県内発生早期における対策を協議、実施する。【全部局】

（２）情報の収集および提供

国内での発生状況、国、県における対策、県内発生早期に必要な対策等について、市民、医療機関等に情報提供を行う。特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診方法等）について周知を行う。また、保育所（園）、学校等や職場での感染対策についての情報を提供する。【全部局】

引き続き市は、市民からの問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置する。【総合政策部、健康福祉部】

(3) まん延防止

県内でのまん延防止対策として、国、県からの要請を受け、市民、事業者および福祉施設等に対し、基本的な感染対策等を勧奨する。また、必要に応じ、市民に対し、可能な限り発生地域への外出を控えるよう理解促進を図る。【全部局】

(4) 特定接種

引き続き市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対し、集団的接種を基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。【総合政策部、環境経済部、健康福祉部】

(5) 市民に対する予防接種

- i 市は、国、県の協力を得ながら、特措法第46条または予防接種法第6条第3項の規定に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の準備を行う。【健康福祉部】
- ii 市は、国、県からの要請を受け、事前にマニュアル等において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。【健康福祉部】
- iii 市は、緊急事態宣言がされている場合、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定により、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する。【健康福祉部】

(6) 市民生活および経済の安定の確保

- i 要援護者への生活支援
市は、県内発生早期に備え高齢者、障害者等の要援護者への生活支援について準備をする。【総合政策部、まちづくり協働部、健康福祉部】
- ii 火葬能力等の把握
市は、県からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【まちづくり協働部】

《 県内発生早期 》	
状態	○ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
目的	① 県内での感染拡大をできる限り抑える。 ② 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	① 感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 ② 県内感染期への移行に備えて、市民生活および経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ③ 市民への予防接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

（１）実施体制

国において、緊急事態宣言がされていない場合における市の体制は、県内未発生期と同様とするが、緊急事態宣言がされた場合は、速やかに市対策本部を設置し、国、県の基本的対処方針等に基づき、市が実施すべき必要な対策を協議、実施する。【全部局】

（２）情報の収集および提供

市は、市民、事業所等に対し、県内外の発生状況と国、県および市における具体的な対策について、情報提供を行う。特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）について周知を行う。また、保育所（園）、学校等の臨時休業や集会等の自粛等の県内での感染対策についての情報を提供する。【総合政策部、総務部、環境経済部、健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会】

引き続き市は、市民からの問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置する。【総合政策部、健康福祉部】

（３）まん延防止

市は、国、県からの要請を受け、市民、事業所および福祉施設等に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等について、基本的な感染対策等の勧奨を行う。また、事業所に対しては、感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨を要請する。また、ウイルスの病原性等を踏まえ、必要に応じて、保育所（園）、学校等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。【総合政策部、総務部、環境経済部、健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会】

また、緊急事態宣言がされている場合においては、県は特措法第４５条第１項等に基づき、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に

必要な場合を除きみだりに外出しないことや、保育所（園）、学校等に対し、施設の使用制限の要請を行う。【総合政策部、総務部、環境経済部、健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会】

（４）市民に対する予防接種

市は、国において市民への予防接種順位について、接種の順位にかかる基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位が決定され次第、医療関係者等の協力を得て予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種を実施するとともに、接種に関する情報提供を市民に対して行うものとする。

また、接種の実施に当たり、国および県と連携し、保健所、市さわやか保健センター等の公的な施設を活用するか、医療機関に委託する等、接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する市民を対象に集団的接種を行うものとする。

なお、緊急事態宣言がされている場合は、特措法第４６条の規定に基づき、予防接種法第６条第１項に規定する臨時の予防接種を実施する。【健康福祉部】

（５）市民生活および経済の安定の確保

i 要援護者への生活支援

市は、県の要請を受け、必要に応じ、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援を実施する。【総合政策部、まちづくり協働部、健康福祉部】

ii 火葬能力等の把握

市は、県の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【まちづくり協働部】

iii 水の安定供給

緊急事態宣言がされている場合においては、水道事業者は、消毒、その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。【上下水道部】

iv 物資の安定供給

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について啓発を行う。また、緊急事態宣言がされている場合においては、国、県および市は、市民生活および経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、調査等を行うとともに、必要に応じ市民からの相談や情報収集を行う。【総合政策部、まちづくり協働部、環境経済部】

《県内感染期》	
状態	○ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ○ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
目的	① 健康被害を最小限に抑える。 ② 市民生活および経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	① 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 ② 状況に応じた感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ③ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続させる。また、その他の社会活動をできる限り継続させる。 ④ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

（１）実施体制

国において、緊急事態宣言がされていない場合における市の体制は、県内発生早期と同様とするが、緊急事態宣言がされた場合は、速やかに市対策本部を設置し、国、県の基本的対処方針等に基づき、市が実施すべき必要な対策を協議、実施する。【全部局】

なお、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を必要に応じて活用する。【総合政策部】

（２）情報の収集および提供

市は、市民、事業所等に対し、県内外の発生状況と国、県および市における具体的な対策について、情報提供を行う。特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、保育所（園）、学校等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を提供する。また、社会活動の状況についても情報提供する。【総合政策部、総務部、環境経済部、健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会】

引き続き市は、市民からの問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置する。【総合政策部、健康福祉部】

（３）まん延防止

市は、国、県からの要請を受け、市民、事業所および福祉施設等に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等について、基本的な感染対策等、強く勧奨する。また、事業所に対しては、感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨を要請する。また、ウイルスの病原性等を踏まえ、必要に応じて、保育所（園）、学校等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を

適切に行うよう学校の設置者に要請する。

また、緊急事態宣言がされている場合においては、県は特措法第45条第1項等に基づき、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、保育所（園）、学校等に対し、施設の使用制限の要請を行う。【総合政策部、総務部、環境経済部、健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会】

（４）市民に対する予防接種

市は、国において市民への予防接種順位について、接種の順位にかかる基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位が決定され次第、医療関係者等の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施するとともに、接種に関する情報提供を市民に対して行うものとする。

また、接種の実施に当たり、国および県と連携し、保健所、市さわやか保健センター等の公的な施設を活用するか、医療機関に委託する等、接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する市民を対象に集団的接種を行うものとする。

なお、緊急事態宣言がされている場合は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する。【健康福祉部】

（５）市民生活および経済の安定の確保

i 要援護者への生活支援

市は、県の要請を受け、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援を行う。また、国および県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合は、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供等）を必要に応じ行う。【総合政策部、まちづくり協働部、健康福祉部】

ii 埋葬、火葬の特例等

市は、緊急事態宣言がされている場合、国、県の要請を受け、市火葬場の火葬炉を稼動するものとする。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設を確保するものとする。【まちづくり協働部】

国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬または火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、市以外の市町長による埋葬または火葬の許可等の手続きの特例を定めるものとし、県は、墓地、火葬場等の情報を広域的に収集し、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。【まちづくり協働部】

iii 水の安定供給

緊急事態宣言がされている場合においては、水道事業者は、消毒、その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。【上下水道部】

iv 物資の安定供給

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について啓発を行う。また、緊急事態宣言がされている場合においては、国、県および市は、市民生活および経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、調査等を行うとともに、必要に応じ市民からの相談や情報収集を行う。【総合政策部、環境経済部】

《小康期》	
状態	○ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ○ 大流行は一旦終息している状況
目的	○ 市民生活および経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	① 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材等、第一波による社会・経済への影響から早急に回復を図る。 ② 第一波の終息および第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ③ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ④ 第二波の流行による影響を軽減するため、市民への予防接種を進める。

（１）実施体制

国において緊急事態措置の必要がなくなった場合は、緊急事態解除宣言が行われる。市は、この緊急事態解除宣言を受け、市対策本部を廃止する。【全部局】

（２）情報の収集および提供

市は、国において緊急事態措置の必要がなくなり、緊急事態解除宣言が行われ、国内での感染が小康状態となったこと等について、市民への情報提供を行うとともに、第一波は終息したものの第二波の可能性やそれに備えることの必要性についても啓発を行う。【全部局】

また、状況を見ながら、国、県からの要請に基づき、相談窓口体制を縮小する。【総合政策部、健康福祉部】

（３）市民に対する予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第６条第３項の規定に基づく新臨時接種を進める。

なお、緊急事態宣言がされている場合は、流行の第二波に備え、必要に応じ、県の協力を得て、特措法第４６条の規定に基づく予防接種を進める。【健康福祉部】

（４）市民生活および経済の安定の確保

市は、必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう要請する。【総合政策部、環境経済部】

特定接種の対象となり得る業種・職種について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1: 新型インフルエンザ等医療型、A-2: 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大・緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1 : 介護・福祉型、B-2 : 指定公共機関型、B-3 : 指定公共機関同類型、
B-4 : 社会インフラ型、B-5 : その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1 に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	医療用医薬品の生産	同上
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	同上	〃
医療機器 (修理業・販売業・賃貸業)	B-2 B-3	医療機器 (修理業・販売業・賃貸業)	医療機器の販売	〃
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器 (製造販売業・製造業)	同上	〃
ガス業	B-2 B-3	ガス業	ガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	通貨及び金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	旅客運送及び緊急物資の運送	同上
水運業	B-2 B-3	外抗海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	緊急物資 (特措法施行令第 14 条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。) の運送業務	国土交通省
通信業		固定電気通信業 移動電気通信業	通信の確保	総務課
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	旅客の運送	同上

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送事業	国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	石油製品（LP ガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	石油製品の製造	同上
熱供給業	B-4	熱供給業	熱供給	〃
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	同上
石油事業者	B-5	燃料小売業（LP ガス、ガソリンスタンド）	LP ガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
同上	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処理	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

（注２）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注３）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	1	内閣官房
政府対策本部の事務	1	同上
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	1	〃
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	1	〃
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり。 ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	1	同上
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	1	—
都道府県対策本部の事務	1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	1	—
市町村対策本部の事務	1	—

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	1	—
国会の運営	1	—
地方議会の運営	1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	1	—

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる
国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等	1	警察庁
犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	2	
救急	1	消防庁
消火、救助等	2	
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	1 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療	1	防衛省
家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送	2	
その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督		
国家の危機管理に関する事務	2	内閣官房 各府省庁

区分３：民間の登録事業者と同様の業務

（１）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

草津市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年6月30日
条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、草津市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。
- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
- 4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員をおくことができる。
- 5 前項の職員は、本市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

※ 用語解説

● インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1（ソ連型）、A/H3N2（香港型）というのは、これらの亜型を指している。）

● 疫学調査

患者、その家族およびその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問または必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況および動向、その原因を明らかにすること。（感染症法第15条に基づく調査をいう。）

● 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合には、一般の医療機関（内科、小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

● 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者または新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

● 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

● 高病原性鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる。ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症のこと。

このうち感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染するのは、一般的に、病鳥と近距離で接近した場合、またはそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵からの感染報告はない。

● サーベイランス

見張り、監視制度という意味

疾病に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、

感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者および病原体）の把握および分析のことを示すこともある。

● 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

● 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ

（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

● 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

● 致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合

● 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

● 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度または長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

● 発病率

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合

● パンデミック

感染症の世界的大流行をいう。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

● パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルスまたはこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

● 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現

● フェーズ

世界保健機関（WHO）のパンデミックフェーズの定義に準じた分類のこと。

感染の場所により6つのフェーズに分類し、さらに国内で発生していない場合（国内非発生）を「A」、国内で発生した場合（国内発生）を「B」に分けている。

特にインフルエンザのパンデミックは、近年これがヒトの世界に存在しなかったためにほとんどのヒトが免疫を持たず、ヒトからヒトへ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

● プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）